第33回全国街路事業コンクール 実施要領

1. 目的

都市基盤施設としての街路を整備することにより、地域経済の発展と住民福祉の向上を図るため、街路整備に優れた業績をあげている地方公共団体等を表彰し、望ましい街路事業の推進と整備基準及び技術水準の向上を図ることを目的とする。

2. 対象事業

地方公共団体等が施行した事業のうち、都市計画道路の整備、歩行者・自転車空間の整備や無電柱化等の滞在環境を含めた快適な街路空間の整備、連続立体交差事業、新交通システム等の整備、交通結節点の整備等の国土交通省 都市局 街路交通施設課が所管する事業(街路事業、都市・地域交通戦略推進事業等)とし、土地区画整理事業及び都市再開発事業によるものは除き、令和元年度以前に完成した事業を対象とする。

また、上記事業のハード整備に合わせて実施したソフト施策についても対象とする。

3. 対象者

- (1) 地方公共団体等の本庁の部・課並びに土木事務所等とする。
- (2) 街路事業の計画的な整備に積極的に協力する等、顕著な功績のあった民間の団体または個人。

4. 応募の条件

工事完成後(供用開始後)、一定期間を経過し、事業効果の検証(別紙「ストック効果一覧」を参照)を行っていることを応募条件とする。 なお、一部工事等が残る場合も、部分的な供用開始により、整備効果を発現しているものであれば、事業者の判断で応募することも可能とする。 ただし、応募は同一事業につき原則一度限りとする。

5. 応募の方法

- (1) 都道府県、政令指定都市の長は、それぞれ管下の応募者について、全国街路事業促進協議会会長あてに提出するものとする。
- (2) 応募にあたっては下記の書類を添付するものとする。
 - ア. 第33回全国街路事業コンクール応募資料
 - イ. 事業箇所案内図及びご担当者連絡先(参考資料)
 - ウ. 当該事業パンフレット等(5部)

- ※応募資料の著作権については、全国街路事業促進協議会に帰属しま すので、あらかじめご了承下さい。
- ※アの応募資料は当協議会のHP等に掲載いたします。
- ※ア及びイの資料は、大容量ファイルメール又は電子データ (CD-Rに 記録) でご提出願います。 ウにつきましてはご郵送願います。

6. 応募の締切り

令和2年11月6日(金) ※関係書類も含む

7. 審査の方法

- (1)全国街路事業促進協議会で設置する「全国街路事業コンクール審査委員会」において審査し、同委員会の報告に基づき、全国街路事業促進協議会の役員会で決定する。
- (2)審査委員会は、学識経験者及び国土交通省職員等をもって構成するものとし、全国街路事業促進協議会会長が委嘱する。
- (3)審査にあたっては、事業効果、まちづくりへのインパクト等に加え、 事業の先進性、事業推進の過程における苦労や工夫などの整備プロセ スの側面も含めて総合的に評価する。

8. 表彰

- (1) 国土交通大臣賞、全国街路事業促進協議会会長賞、優秀賞等を設けるほか、必要に応じ特別賞を定めることができる。
- (2)受賞者に対し、全国街路事業促進協議会第57回通常総会(令和3年6月10日(木)開催)にて、表彰を予定する。

9. 主催

全国街路事業促進協議会

10. 後援

国土交通省

11. 送付先及び問い合せ先

全国街路事業促進協議会 事務局(坂入・秋山)

住所 : 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市道路局事業推進課内

電話: 045-671-4306 E-mail: jimukyoku001@gaisokkyo. jp

第33回全国街路事業コンクール応募資料実施要領

ストック効果一覧

大項目	小項目	指標 (例)
安全・安心効果	自然災害による被害の	· 浸水戸数、浸水被害面積、浸水
	軽減	被害額
		・災害時の代替機能の確保
	交通の安全の確保	・交通事故件数
		・生活道路における交通量
生活の質の向上効果	交通サービス水準の向上	・バス・鉄道の本数・頻度
	環境の改善	・温室効果ガス排出量
		・水質
	生活利便性の向上	・高次医療施設へのアクセス性
		・人口
生産性向上効果	生産の増加	・企業立地件数、工業用地分譲率
		・商業・工業系地域の地価
	雇用の増加	・求人数、求人倍率、雇用者数
	需要の増加	・利用者数、利用台数
		・観光入り込み客数、観光収入額
	流通・交通の活性化	・貿易額、貿易量
		・アクセス時間、所要時間
その他		

※)出典:「国土交通省 社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会 計画部会 第4回専門小委員会(H28.11.開催)参考資料 P-36」を基に当協議会で編集